mailKA0000105405/Shizuoka
送信者: takahisa1 tabuchi

2018/07/06 19:30

宛先　000ダミー <0000xLG835F837E815Bz@pref.shizuoka.lg.jp>,

cc

bcc　mailKA0000105405/Shizuoka

件名　静岡県認定農業者メールマガジン第329号（「農業経営収入保険制度の基準保険料率決定」について）

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
静岡県認定農業者メールマガジン
「認定マガジン」第329号
平成30年7月６日発行
□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

静岡県の認定農業者のみなさん、こんにちは。

今回は「農業経営収入保険制度の基準保険料率決定」について、お知らせします。

平成30年6月26日に開催された、全国農業共済組合連合会通常総会にて、農業経営収入保険の基準保険料率が決まりました。

保険料率は、保険限度額区分ごと、危険段階区分ごとに定められました。
農業者が最高補償の8割を選択した場合は「1.080％（農家負担分）」の保険料率となります。また、加入2年目以降は、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動する危険段階が適用されます。

農業共済団体では、保険料のお見積りを随時受け付けております。
また、ホームページにおいて保険料のシミュレーションが可能ですので、ご活用ください。

収入保険制度については下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
静岡県農業共済組合連合会　第2事業部　収入保険班
電話　054-251-3511（代）
Mail syunyu@nosai-shizuoka.or.jp

認定マガジン第329号はいかがだったでしょうか。
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信していきたいと思います。

また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。
http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyo/ninteinougyousya.html

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。
↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓
(E-mail) nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県　経済産業部　農業ビジネス課　担い手育成班

==========

今後配信の必要のない方は、お手数ですが下記宛に配信停止のご連絡をお願いします。
その際は『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前を下記までお知らせ下さい。

静岡県　経済産業部　農業ビジネス課　担い手育成班
E-mail　nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp
TEL　054-221-2754
FAX　054-221-3688

==========